

<h1>静岡市報</h1>	No. 15
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

**条 例**

- 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 7
- 静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 8
- 静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例・・ 10
- 静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 11
- 静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 静岡市児童館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・ 14

**規 則**

- 静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・ 16
- 静岡市中央卸売市場業務条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 49

**上下水道局管理規程**

- 静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程・・・・・ 51

**訓 令**

- 静岡市内部統制の実施に関する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

**消防本部訓令**

- 静岡市消防署の組織等に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

**告 示**

- 地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- 国民健康保険法第80条の2の規定による保険料の徴収の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 介護保険法第144条の2の規定による保険料の収納の事務の委託を定めた告示の一部改正

.....64

○化製場等に関する法律第9条第1項の規定による区域の指定の一部改正.....65

○地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定め  
た告示の一部改正.....66

---

## ＜本号で掲載された条例のあらまし＞

## ◇ 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第63号）

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に伴い、支給対象者及び支給金額等を定めるため、所要の改正をすることとした。

---

## ◇ 静岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第64号）

静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務を追加するため、所要の改正をすることとした。

---

## ◇ 静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第65号）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額等について、所要の改正をすることとした。

---

## ◇ 静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第66号）

基本料金の改定、料金の端数計算の廃止及び料金算定の特例の変更に係る施行期日を改めるため、所要の改正をすることとした。

---

## ◇ 静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第67号）

換地処分に伴い、三保松原町が新設されたため、所要の改正をすることとした。

---

## ◇ 静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第68号）

換地処分に伴い、三保松原町が新設されたため、所要の改正をすることとした。

---

## ◇ 静岡市児童館条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第69号）

換地処分に伴い、三保松原町が新設されたため、所要の改正をすることとした。

---

## ◇ 静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第70号）

換地処分に伴い、三保松原町が新設されたため、所要の改正をすることとした。

# 条 例

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月22日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第63号

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 15 規則で定める日までの間、給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 16 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の額の合計額を当該期間の就労日数で除して得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 17 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

- 18 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第16項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を傷病手当金として支給する。

#### 附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行し、この条例による改正後の静岡市国民健康保険条例附則第15項から第18項までの規定は、傷病手当金の支給の対象となる日が令和2年1月1日以後である場合について適用する。

静岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月22日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第64号

静岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

静岡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年静岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 広域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月22日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第65号

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

静岡市消防団員等公務災害補償条例（平成15年静岡市条例第289号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日において」を「日（以下「事故発生日」という。）において」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第5条第5項第2号及び第6項並びに第6条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表を次のように改める。

#### 別表（第5条関係）

##### 補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円

#### 備考

- 1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後



の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の静岡市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例第5条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた静岡市消防団等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月22日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第66号

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「令和2年6月1日」を「令和2年10月1日」に改める。

附則第2項中「令和2年7月分」を「令和2年11月分」に、「同年6月分」を「同年10月分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第67号

静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市区の設置等に関する条例(平成16年静岡市条例第85号)の一部を次のように改正する。

別表第1清水区の項中「三保」の次に「三保松原町」を加える。

附 則

この条例は、令和2年5月30日から施行する。

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第68号

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

静岡市生涯学習施設条例（平成20年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項の表中

「

静岡市三保生涯学習交流館	静岡市清水区三保1077番地の1
--------------	------------------

を

」

「

静岡市三保生涯学習交流館	静岡市清水区三保松原町39番地の5
--------------	-------------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和2年5月30日から施行する。

静岡市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第69号

静岡市児童館条例の一部を改正する条例

静岡市児童館条例（平成15年静岡市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

静岡市三保羽衣児童館	静岡市清水区三保1077番1
------------	----------------

を

」

「

静岡市三保羽衣児童館	静岡市清水区三保松原町39番地の5
------------	-------------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和2年5月30日から施行する。

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第70号

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第283号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表静岡市日本平消防署の項管轄区域の欄中「折戸五丁目」の次に「、三保松原町」を加える。

附 則

この条例は、令和2年5月30日から施行する。

# 規 則

## 静岡市規則第67号

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年5月21日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成15年静岡市規則第259号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「16万5,150円」を「16万6,950円」に、「7万790円」を「7万2,990円」に、「8万2,580円」を「8万3,480円」に、「3万5,400円」を「3万6,500円」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第4の規定は、令和2年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。



## 静岡市規則第68号

静岡市中央卸売市場業務条例施行規則をここに制定する。

令和2年5月27日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市中央卸売市場業務条例施行規則

静岡市中央卸売市場業務条例施行規則（平成15年静岡市規則第207号）の全部を改正する。

## 目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第4条—第12条）

第2節 仲卸業者（第13条—第21条）

第3節 売買参加者（第22条—第28条）

第4節 関連事業者（第29条—第33条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第34条—第59条）

第4章 市場施設の使用（第60条—第71条）

第5章 静岡市中央卸売市場開設運営協議会（第72条—第77条）

第6章 雑則（第78条—第89条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡市中央卸売市場業務条例（令和2年静岡市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（取扱品目）

第2条 条例第4条第1号及び第2号に規定する規則で定めるその他の食料品は、別表第1に掲げる物品とする。

（販売開始時刻等）

第3条 条例第6条第2項に規定する卸売業者の行う販売の開始時刻は午前5時、販売の終了時刻は午後3時とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 卸売業者は、前項の販売の開始時刻を電鈴又は振鈴をもって知らせるものとする。

## 第2章 市場関係事業者

### 第1節 卸売業者

(卸売業務の許可申請等)

第4条 条例第7条第1項の許可の申請は、卸売業務許可申請書(様式第1号)を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が法人である場合 次に定める書類

ア 定款

イ 登記事項証明書

ウ 卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。)別記様式第2号の例により作成した直近の2事業年度の事業報告書又はこれに準ずるもの

エ 申請の日を含む2事業年度の事業計画書

オ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

カ 代表者印の印鑑証明書

キ 役員名簿

ク 役員の職歴書及び写真(正面、上半身、脱帽のおおむね縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートルのもの)

ケ 役員の戸籍抄本及び市区町村長の発行する身分証明書

コ 市町村民税納税証明書

サ 代表者の住民票の写し

シ 卸売業務許可に係る誓約書兼同意書(様式第2号)

ス 申請者が他の法人に対する支配関係(他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。)を持っているときは、その法人の名称及び住所、その法人の総株主等(総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。)の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数、その法人に対する支配関係を持つに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款、直近の事業年度の貸借対照表及

び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書

(ア) 申請者がその法人の総株主等の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する関係

(イ) 申請者の営む卸売の業務に従事しているか、又は従事していた者が役員の過半数又は代表する権限を有する役員の過半数を占める関係

(ウ) 申請者がその法人の総株主等の議決権の100分の10以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係((イ)に掲げるものを除く。)

セ アからスまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(2) 申請者が個人である場合 次に定める書類

ア 省令別記様式第2号の例により作成した直近の2事業年度の事業報告書又はこれに準ずるもの

イ 申請の日を含む2事業年度の事業計画書

ウ 印鑑証明書

エ 職歴書及び写真(正面、上半身、脱帽のおおむね縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートルのもの)

オ 戸籍抄本及び市区町村長の発行する身分証明書

カ 市町村民税納税証明書

キ 住民票の写し

ク 卸売業務許可に係る誓約書兼同意書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

3 市長は、条例第7条第1項の規定による許可をしたときは、卸売業務許可証(様式第3号)を交付するものとする。

(保証金の額)

第5条 条例第8条第3項に規定する卸売業者の預託すべき保証金の額は、次のとおりとする。

取扱品目の部類	前年売上金額	保証金の額
青果部	100億円未満	5,000,000円
	100億円以上150億円未満	6,000,000円
	150億円以上200億円未満	7,000,000円
	200億円以上	8,000,000円

水産物部	100億円未満	5,000,000円
	100億円以上150億円未満	6,000,000円
	150億円以上200億円未満	7,000,000円
	200億円以上	8,000,000円

(卸売業者の事業の譲渡し等の認可申請等)

第6条 条例第13条第1項の認可の申請は、卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書(様式第4号)を提出して行うものとする。

2 条例第13条第2項の認可の申請は、法人の合併の場合にあっては卸売業者の合併認可申請書(様式第5号)を、法人の分割の場合にあっては卸売業者の分割認可申請書(様式第6号)を提出して行うものとする。

3 条例第13条第3項の認可の申請は、卸売業務相続認可申請書(様式第7号)を提出して行うものとする。

4 前3項の申請書については、第4条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げる書類」とあるのは卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書については「次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、卸売業者の合併認可申請書については「次に掲げる書類及び合併に係る契約書の写し」と、卸売業者の分割認可申請書については「次に掲げる書類及び分割に係る契約書の写し」と、卸売業務相続認可申請書については「次に掲げる書類、申請者と被相続人との続柄を証する書面及び当該卸売の業務を申請者が引き続き営むことに対する申請者以外の相続人の同意書の写し」と読み替えるものとする。

5 市長は、条例第13条第1項の規定による認可をしたときは、卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可書(様式第8号)を交付するものとする。

6 市長は、条例第13条第2項の規定による認可をしたときは、法人の合併の場合にあっては卸売業者の合併認可書(様式第9号)を、法人の分割の場合にあっては卸売業者の分割認可書(様式第10号)を交付するものとする。

7 市長は、条例第13条第3項の規定による認可をしたときは、卸売業務相続認可書(様式第11号)を交付するものとする。

(名称変更等の届出)

第7条 条例第14条第1項及び第2項の規定による届出は、名称変更等届出書(様式第12号)に届出事項に係る内容を証明する書類を添付して行うものとする。

(事業報告書の作成等)

第8条 条例第15条第1項の事業報告書は、事業年度ごとに、省令別記様式第2号により作成し、当該事業年度経過後90日以内に、市長に提出して行うものとする。

2 条例第15条第2項の規定による閲覧は、卸売業者の事務所における備置きによりさせるものとする。

3 条例第15条第2項に規定する出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として規則で定めるものは、貸借対照表及び損益計算書とする。

4 条例第15条第2項に規定する規則で定める正当な理由がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合  
(競り人の登録申請等)

第9条 条例第16条第2項の申請書は、競り人登録申請書（様式第13号）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 登録を受けようとする競り人の履歴書及び写真（正面、上半身、脱帽のおおむね縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートルのもの）

(2) 戸籍抄本及び市区町村長の発行する身分証明書

(3) 競り人登録に係る誓約書兼同意書（様式第14号）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

3 市長は、条例第16条第3項の登録をしたときは、第1項の申請書を受理した日から起算して30日以内に競り人登録簿に次に掲げる事項を登録し、速やかにその旨を競り人登録通知書（様式第15号）により卸売業者に通知するとともに、競り人章（様式第16号）を交付するものとする。

(1) 競り人の氏名及び住所

(2) 登録年月日

(3) 登録番号

(競り人章の再交付)

第10条 卸売業者は、競り人が競り人章を紛失し、又は損傷したときは、直ちに記章再交付申請書（様式第17号）を市長に提出して再交付を受けるものとする。この場合において、卸売

業者は、当該再交付に要した実費を弁償しなければならない。

(競り人章の返還)

第11条 条例第17条の規定による登録の取消し又は条例第18条の規定による登録の消除を受けた競り人は、速やかに、競り人章を市長に返還しなければならない。

(不適格事実等の届出)

第12条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 卸売業者が条例第7条第2項各号(第3号及び第5号を除く。)のいずれかの規定に該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認められたとき。
- (2) 競り人を解雇したとき、競り人が死亡したとき、又は競り人が条例第16条第4項各号(第4号及び第6号を除く。)に該当することとなったとき、若しくは競りを遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認められたとき。

## 第2節 仲卸業者

(仲卸業務の許可申請等)

第13条 条例第20条第1項の許可の申請は、仲卸業務許可申請書(様式第18号)を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が法人である場合 次に定める書類

ア 定款

イ 登記事項証明書

ウ 貸借対照表及び損益計算書

エ 事業計画書

オ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

カ 代表者印の印鑑証明書

キ 役員の職歴書及び写真(正面、上半身、脱帽のおおむね縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートルのもの)

ク 役員の戸籍抄本及び市区町村長の発行する身分証明書

ケ 市町村民税納税証明書

コ 代表者の住民票の写し

サ 仲卸業務許可に係る誓約書兼同意書（様式第19号）

シ 仲卸売買参加者名簿（役員又は使用人であつて、卸売業者の行う売買取引に参加するのに必要な知識、経験等を有している者で、当該卸売業者の行う売買取引に参加する者の役職、氏名、生年月日、住所及び経験年数を記載したものをいう。以下この節において同じ。）

ス 仲卸売買参加者名簿に記載された者（役員を除く。）に係る職歴書及び写真（正面、上半身、脱帽のおおむね縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートルのもの）

セ アからスまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(2) 申請者が個人である場合 次に定める書類

ア 資産調書

イ 事業計画書

ウ 印鑑証明書

エ 職歴書及び写真（正面、上半身、脱帽のおおむね縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートルのもの）

オ 戸籍抄本及び市区町村長の発行する身分証明書

カ 市町村民税納税証明書

キ 住民票の写し

ク 仲卸業務許可に係る誓約書兼同意書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

3 市長は、条例第20条第1項の規定による許可をしたときは、仲卸業務許可証（様式第20号）を交付するものとする。

（仲卸業者章の交付等）

第14条 市長は、仲卸業者が条例第21条第1項の規定による保証金を預託したときは、仲卸業者が法人である場合にあつては仲卸売買参加者名簿に記載されている者のうちから市長が適当と認めたものに、仲卸業者が個人である場合にあつてはその者に仲卸業者章（様式第21号）を交付するものとする。

2 法人である仲卸業者が、仲卸売買参加者名簿に記載されている者を変更しようとするときは、仲卸売買参加者変更届出書（様式第22号）に次に掲げる書類等を添付して市長に提出し、仲卸業者章の再交付を受けなければならない。

(1) 仲卸売買参加者変更届出書に新たに参加させようとする者として記載された者（役員を除く。）に係る職歴書及び写真（正面、上半身、脱帽のおおむね縦の長さ4センチメートル、

横の長さ3センチメートルのもの)

(2) 仲卸売買参加者名簿に記載されている者のうち、取下げをしようとする者に係る仲卸業者章

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

3 仲卸業者は、卸売業者の行う売買取引に参加するときは、仲卸業者章を付けた帽子を着用しなければならない。

4 仲卸業者は、その資格を失ったときは、直ちに仲卸業務許可証及び仲卸業者章を市長に返還しなければならない。

(仲卸補助者章の交付等)

第15条 市長は、個人の仲卸業者による仲卸しの業務が適正かつ健全に行われるため必要があると認めるときは、仲卸補助者（卸売業者の行う売買取引に参加するのに必要な知識、経験等を有している使用人その他当該仲卸業者が指名する者をいう。以下同じ。）を卸売業者の行う売買取引に参加させることができる。

2 個人の仲卸業者は、仲卸補助者を卸売業者の行う売買取引に参加させようとするときは、仲卸補助者（変更）届出書（様式第23号）に仲卸補助者に係る次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 職歴書及び写真（正面、上半身、脱帽のおおむね縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートルのもの）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

3 市長は、前項の規定による届出に係る者が、仲卸補助者として適当であると認めたときは、仲卸補助者章（様式第24号）を当該仲卸業者に交付するものとする。

4 前項の仲卸補助者章の交付を受けた仲卸業者は、仲卸補助者が卸売業者の行う売買取引に参加するときは、仲卸補助者章を付けた帽子を当該仲卸補助者に着用させなければならない。

5 第3項の仲卸補助者章の交付を受けた仲卸業者は、仲卸補助者でなくなった者があるときは、直ちに仲卸補助者（変更）届出書を市長に届け出るものとし、その者の仲卸補助者章を市長に返還しなければならない。

(仲卸業者章等の再交付)

第16条 仲卸業者は、仲卸業者章又は仲卸補助者章（以下「仲卸業者章等」という。）を紛失し、又は損傷したときは、直ちに記章再交付申請書を市長に提出して再交付を受けるものとする。この場合において、仲卸業者は、当該再交付に要した実費を弁償しなければならない。

(保証金の額)



第17条 条例第21条第3項に規定する仲卸業者の預託すべき保証金の額は、次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとに、当該各号に定める額とする。

(1) 青果部 250,000円

(2) 水産物部 250,000円

(仲卸業者の事業の譲渡し等の認可申請等)

第18条 条例第23条第1項の認可の申請は、仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書(様式第25号)を提出して行うものとする。

2 条例第23条第2項の認可の申請は、法人の合併の場合にあっては仲卸業者の合併認可申請書(様式第26号)を、法人の分割の場合にあっては仲卸業者の分割認可申請書(様式第27号)を提出して行うものとする。

3 条例第23条第3項の認可の申請は、仲卸業務相続認可申請書(様式第28号)を提出して行うものとする。

4 前3項の申請書については、第13条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げる書類」とあるのは仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書については「次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、仲卸業者の合併認可申請書については「次に掲げる書類及び合併に係る契約書の写し」と、仲卸業者の分割認可申請書については「次に掲げる書類及び分割に係る契約書の写し」と、仲卸業務相続認可申請書については「次に掲げる書類、申請者と被相続人との続柄を証する書面及び当該仲卸しの業務を申請者が引き続き営むことに対する申請者以外の相続人の同意書の写し」と読み替えるものとする。

5 市長は、条例第23条第1項の規定による認可をしたときは、仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け認可書(様式第29号)を交付するものとする。

6 市長は、条例第23条第2項の規定による認可をしたときは、法人の合併の場合にあっては仲卸業者の合併認可書(様式第30号)を、法人の分割の場合にあっては仲卸業者の分割認可書(様式第31号)を交付するものとする。

7 市長は、条例第23条第3項の規定による認可をしたときは、仲卸業務相続認可書(様式第32号)を交付するものとする。

(事業報告書)

第19条 条例第24条の事業報告書は事業年度ごと及び月ごとに作成するものとし、事業年度ごとにあっては年間事業報告書(様式第33号)により作成し当該事業年度経過後90日以内に、月ごとにあっては月間事業報告書(様式第34号)により作成し当該月の翌月10日までに市長

に提出するものとする。

(名称変更等の届出)

第20条 条例第25条において準用する条例第14条第1項及び第2項の規定による届出は、名称変更等届出書に届出事項に係る内容を証明する書類を添付して行うものとする。

(不適格事実等の届出)

第21条 仲卸業者は、条例第20条第2項各号(第3号及び第5号を除く。)のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなつたと認められたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

### 第3節 売買参加者

(売買参加者の許可申請等)

第22条 条例第26条第1項の許可の申請は、売買参加者許可申請書(様式第35号)を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が法人である場合 次に定める書類

ア 定款

イ 登記事項証明書

ウ 貸借対照表及び損益計算書

エ 代表者の職歴書及び写真(正面、上半身、脱帽のおおむね縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートルのもの)

オ 代表者の市区町村長の発行する身分証明書

カ 市町村民税納税証明書

キ 代表者の住民票の写し

ク 売買参加者の許可に係る誓約書兼同意書(様式第36号)

ケ 買参人売買参加者名簿(役員又は使用人であつて、卸売業者の行う売買取引に参加するのに必要な知識、経験等を有している者で、当該卸売業者の行う売買取引に参加する者の役職、氏名、生年月日、住所及び経験年数を記載したものをいう。以下この節において同じ。)

コ 買参人売買参加者名簿に記載された者(代表者を除く。)に係る職歴書及び写真(正面、上半身、脱帽のおおむね縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートルのもの)

サ アからコまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(2) 申請者が個人である場合 次に定める書類

ア 職歴書及び写真（正面、上半身、脱帽のおおむね縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートルのもの）

イ 市区町村長の発行する身分証明書

ウ 市町村民税納税証明書

エ 住民票の写し

オ 売買参加者の許可に係る誓約書兼同意書

カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

3 市長は、条例第26条第1項の規定による許可をしたときは、売買参加者許可書（様式第37号）を交付するものとする。

（売買参加者章の交付等）

第23条 市長は、条例第26条第1項の規定による許可をしたときは、売買参加者が法人である場合にあっては買参人売買参加者名簿に記載されている者のうちから市長が適当と認めるものに、売買参加者が個人である場合にあってはその者に売買参加者章（様式第38号）を交付するものとする。

2 法人である売買参加者が、買参人売買参加者名簿に記載されている者を変更しようとするときは、買参人売買参加者変更届出書（様式第39号）に次に掲げる書類等を添付して市長に提出し、売買参加者章の再交付を受けなければならない。

（1）買参人売買参加者変更届出書に新たに参加させようとする者として記載された者（代表者を除く。）に係る職歴書及び写真（正面、上半身、脱帽のおおむね縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートルのもの）

（2）買参人売買参加者名簿に記載されている者のうち、取下げをしようとする者に係る売買参加者章

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

3 売買参加者は、卸売業者の行う売買取引に参加するときは、売買参加者章を付けた帽子を着用しなければならない。

4 売買参加者は、その資格を失ったときは、直ちに売買参加者許可証及び売買参加者章を市長に返還しなければならない。

（売買参加補助者章の交付等）

第24条 市長は、個人の売買参加者の効率的な取引を確保するため必要があると認めるときは、買参人補助者（卸売業者の行う売買取引に参加するのに必要な知識、経験等を有している使用人その他当該売買参加者が指名する者をいう。以下同じ。）を卸売業者の行う売買取引に参

加させることができる。

2 個人の売買参加者は、買参人補助者を卸売業者の行う売買取引に参加させようとするときは、買参人補助者（変更）届出書（様式第40号）に買参人補助者に係る次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 職歴書及び写真（正面、上半身、脱帽のおおむね縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートルのもの）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

3 市長は、前項の規定による届出に係る者が、買参人補助者として適当であると認めるときは、売買参加補助者章（様式第41号）を当該売買参加者に交付するものとする。

4 前項の売買参加補助者章の交付を受けた売買参加者は、買参人補助者が卸売業者の行う売買取引に参加するときは、売買参加補助者章を付けた帽子を当該買参人補助者に着用させなければならない。

5 第3項の売買参加補助者章の交付を受けた売買参加者は、買参人補助者でなくなった者があるときは、直ちに買参人補助者（変更）届出書を市長に届け出るものとし、その者の売買参加補助者章を市長に返還しなければならない。

（売買参加者章等の再交付）

第25条 売買参加者は、売買参加者章及び売買参加補助者章（以下「売買参加者章等」という。）を紛失し、又は損傷したときは、直ちに記章再交付申請書を市長に提出して再交付を受けるものとする。この場合において、売買参加者は、当該再交付に要した実費を弁償しなければならない。

（売買参加者の事業の譲渡し等の認可申請等）

第26条 条例第28条第1項の認可の申請は、売買参加者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書（様式第42号）を提出して行うものとする。

2 条例第28条第2項の認可の申請は、法人の合併の場合にあつては売買参加者の合併認可申請書（様式第43号）を、法人の分割の場合にあつては売買参加者の分割認可申請書（様式第44号）を提出して行うものとする。

3 条例第28条第3項の認可の申請は、売買参加者業務相続認可申請書（様式第45号）を提出して行うものとする。

4 前3項の申請書については、第22条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げる書類」とあるのは売買参加者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書については「次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、売買参加者の合併認可

申請書については「次に掲げる書類及び合併に係る契約書の写し」と、売買参加者の分割認可申請書については「次に掲げる書類及び分割に係る契約書の写し」と、売買参加者業務相続認可申請書については「次に掲げる書類、申請者と被相続人との続柄を証する書面及び当該売買参加者の業務を申請者が引き続き営むことに対する申請者以外の相続人の同意書の写し」と読み替えるものとする。

- 5 市長は、条例第28条第1項の規定による認可をしたときは、売買参加者の事業の譲渡し及び譲受け認可書（様式第46号）を交付するものとする。
- 6 市長は、条例第28条第2項の規定による認可をしたときは、法人の合併の場合にあっては売買参加者の合併認可書（様式第47号）を、法人の分割の場合にあっては売買参加者の分割認可書（様式第48号）を交付するものとする。
- 7 市長は、条例第28条第3項の規定による認可をしたときは、売買参加者業務相続認可書（様式第49号）を交付するものとする。

（名称変更等の届出）

第27条 条例第29条第1項及び第2項の規定による届出は、名称変更等届出書に届出事項に係る内容を証明する書類を添付して行うものとする。

（不適格事実等の届出）

第28条 売買参加者は、条例第26条第2項各号（第2号及び第4号を除く。）のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適格に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認められたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

#### 第4節 関連事業者

（関連事業者の許可申請等）

第29条 条例第30条第1項の許可の申請は、関連事業営業許可申請書（様式第50号）を提出して行うものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）申請者が法人である場合 次に定める書類

- ア 定款
- イ 登記事項証明書
- ウ 貸借対照表及び損益計算書
- エ 事業計画書
- オ 代表者印の印鑑証明書
- カ 代表者の職歴書及び写真（正面、上半身、脱帽のおおむね縦の長さ4センチメートル、

横の長さ3センチメートルのもの)

- キ 代表者の市区町村長の発行する身分証明書
- ク 市町村民税納税証明書
- ケ 代表者の住民票の写し
- コ 営業のため許認可を必要とする業種については、その証明書
- サ 関連事業営業許可に係る誓約書兼同意書（様式第51号）
- シ アからサまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(2) 申請者が個人である場合 次に定める書類

- ア 資産調書
- イ 事業計画書
- ウ 印鑑証明書
- エ 職歴書及び写真（正面、上半身、脱帽のおおむね縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートルのもの）
- オ 戸籍抄本及び市区町村長の発行する身分証明書
- カ 市町村民税納税証明書
- キ 住民票の写し
- ク 営業のため許認可を必要とする業種については、その証明書
- ケ 関連事業営業許可に係る誓約書兼同意書
- コ アからケまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

3 市長は、条例第30条第1項の規定による許可をしたときは、関連事業営業許可証（様式第52号）を交付するものとする。

4 関連事業者は、その資格を失ったときは、直ちに関連事業営業許可証を市長に返還しなければならない。

（保証金の額）

第30条 条例第31条第3項に規定する関連事業者が預託すべき保証金の額は、市場施設の使用料の月額額の3倍に相当する額とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、別にその額を定めることができる。

2 前項の保証金の額は、1,000円単位とし、1,000円未満の端数があるときは、その端数は1,000円とする。

（関連事業者の事業の譲渡し等の認可申請等）

第31条 条例第34条第1項の認可の申請は、関連事業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書

(様式第53号)を提出して行うものとする。

- 2 条例第34条第2項の認可の申請は、法人の合併の場合にあつては関連事業者の合併認可申請書(様式第54号)を、法人の分割の場合にあつては関連事業者の分割認可申請書(様式第55号)を提出して行うものとする。
- 3 条例第34条第3項の認可の申請は、関連事業者業務相続認可申請書(様式第56号)を提出して行うものとする。
- 4 前3項の申請書については、第29条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げる書類」とあるのは関連事業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書については「次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、関連事業者の合併認可申請書については「次に掲げる書類及び合併に係る契約書の写し」と、関連事業者の分割認可申請書については「次に掲げる書類及び分割に係る契約書の写し」と、関連事業者業務相続認可申請書については「次に掲げる書類、申請者と被相続人との続柄を証する書面及び当該関連事業者の業務を申請者が引き続き営むことに対する申請者以外の相続人の同意書の写し」と読み替えるものとする。
- 5 市長は、条例第34条第1項の規定による認可をしたときは、関連事業者の事業の譲渡し及び譲受け認可書(様式第57号)を交付するものとする。
- 6 市長は、条例第34条第2項の規定による認可をしたときは、法人の合併の場合にあつては関連事業者の合併認可書(様式第58号)を、法人の分割の場合にあつては関連事業者の分割認可書(様式第59号)を交付するものとする。
- 7 市長は、条例第34条第3項の規定による認可をしたときは、関連事業者業務相続認可書(様式第60号)を交付するものとする。

(名称変更等の届出)

第32条 条例第35条において準用する条例第14条第1項及び第2項の規定による届出は、名称変更等届出書に届出事項に係る内容を証明する書類を添付して行うものとする。

(不適格事実等の届出)

第33条 関連事業者は、条例第30条第2項各号(第3号及び第4号を除く。)のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認められたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

### 第3章 売買取引及び決済の方法

(受託物品の即日販売)

第34条 卸売業者は、販売開始時刻までに受領した受託物品は、その日のうちに上場して卸売

しなければならない。ただし、委託者の指示又は市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(売買取引の単位)

第35条 売買取引の単位は、重量によるものとする。ただし、重量によることが困難なものは、市長の承認を受けて重量以外の単位によることができる。

2 卸売業者は、前項ただし書の規定により重量以外の単位で取引しようとするときは、特殊取引単位承認申請書（様式第61号）を市長に提出しなければならない。

(上場物品の単位)

第36条 卸売業者は、上場物品の単位を決定し、又は変更したときは、遅滞なく上場単位決定（変更）届出書（様式第62号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、売買取引の適正かつ効率的な流通の確保を図るため必要があると認めるときは、卸売業者に対し上場物品の単位の変更を命ずることができる。

(物品の下見)

第37条 卸売業者は、競り売り又は入札の方法により取引をするときは、卸売をしようとする物品を販売開始時刻前に仲卸業者及び売買参加者が下見できるように卸売場に配列しなければならない。

(条件のある受託物品)

第38条 卸売業者は、受託物品に指値その他の条件がある場合は、卸売の販売開始時刻前にその旨を当該物品に表示するとともに、指値等条件付受託物品届出書（様式第63号）を市長に提出し、卸売の際にはその旨を呼び上げなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定によらないで卸売をしたときは、指値その他の条件をもって仲卸業者及び売買参加者その他の買受人に対抗することができない。

3 卸売業者は、条件のある受託物品について、その条件で卸売することができないときは、その旨を委託者に通知し、その指図を受けなければならない。ただし、卸売業者において直ちに卸売しなければ委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認められるときは、販売条件変更承認申請書（様式第64号）を市長に提出し、その承認を受けてその条件がなかったものとしてこれを卸売することができる。

4 前項ただし書の規定により卸売したときは、市長は、当該卸売業者の請求により、販売条件変更証明書（様式第65号）を交付するものとする。

(競り売りの方法)

第39条 競り売りは、競り人が競り売りをしようとする物品の種類、産地、等級、数量その他



必要な事項を呼び上げ、又は表示した後上場物品の単位ごとに行わなければならない。ただし、規格が統一され数量がまとまっている荷口の物品で、効率的な取引の確保を図るため、市長が必要があると認めるときは、市長が定める方法によることができる。

- 2 競り落としは、競り人が最高申込価格を3回呼び上げたときこれを決定し、その申込者を競り落とし人とする。ただし、呼び上げ回数は、価格形成上、公正を欠くおそれがない場合、これを減ずることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、指値のある受託物品について、最高申込価格が当該指値に達しないときは、この限りでない。
- 4 競り人は、最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽選その他公正な方法によって競り落とし人を決定しなければならない。
- 5 競り人は、競り落とし人を決定したときは、直ちにその価格、数量及び仲卸業者又は売買参加者の番号を呼び上げなければならない。
- 6 発声による競り価格の申込みは、金額によるものとする。

(入札の方法)

第40条 入札は、入札をしようとする物品の種類、産地、等級その他必要な事項を表示し、又は呼び上げた後、入札者に対し、一定の入札書に氏名、入札金額その他必要な事項を記載させて行うものとする。

- 2 開札は、入札後直ちに行うものとする。
- 3 最高価格の入札者を落札者とする。
- 4 入札については、前条第4項及び第5項の規定を準用する。

(入札の無効)

第41条 次の各号のいずれかに該当する入札者の入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したもの
  - (2) 入札者の氏名、入札金額その他必要な事項が不明なもの
  - (3) 2通以上の入札書を提出したもの
  - (4) 入札金額を訂正したもの
  - (5) 条例若しくはこの規則又はこれらに基づく指示に違反したもの
- 2 前項の場合には、卸売業者は、開札の際にその理由を明示し、当該入札者の入札は無効である旨を知らせなければならない。

(売買取引の方法の特例)

第42条 条例第37条第2項に規定する規則で定める場合は、市場における物品に対する需要が

一時的に著しく増加した場合とする。

(取引方法の周知)

第43条 条例第37条第3項の公表は、当日卸売する物品について仲卸業者及び売買参加者が把握できるよう卸売場内の見やすい場所に掲示することにより行うものとする。

(異議の申立て)

第44条 競り売り又は入札に参加した者が、その競り落とし又は落札の決定に異議があるときは、市長にその旨を申し立てることができる。

2 前項の申立ては、競り落とし又は落札後直ちに行わなければならない。

3 市長は、前項の異議の申立てについて、正当な理由があると認めるときは、競り直し又は再入札を命ずることができる。

(受託拒否できる正当な理由)

第45条 条例第39条の規則で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- (1) 委託の申込みがあった物品が食品衛生上有害である場合
- (2) 委託の申込みがあった物品が市場において過去に全て残品となり卸売に至らなかった物品と品質が同程度であると市長が認める場合
- (3) 卸売場、倉庫その他の卸売業者が市場における卸売の業務のために使用する施設の受入れ能力を超える場合
- (4) 委託の申込みがあった物品に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があった場合
- (5) 委託の申込みが条例第43条の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合
- (6) 委託の申込みが市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合
- (7) 委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合
  - ア 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）
  - イ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者
  - ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(卸売業者の報告等)

第46条 条例第40条の規定による報告は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売報告書（様式第66号）を、卸売をした後遅滞なく提出することにより行うものとする。

第47条 条例第41条の規定による報告は、市場外販売報告書（様式第67号）を、販売を行った月の翌月10日までに提出することにより行うものとする。

第48条 条例第42条の規定による報告は、自己買受報告書（様式第68号）を、買い受けた後遅滞なく提出することにより行うものとする。

第49条 卸売業者は、卸売の業務に関し、販売をするために市場以外の場所に物品を保管しようとするときは、市場外保管場所届出書（様式第69号）により市長に届け出るものとする。  
(売買取引の条件の公表)

第50条 条例第43条の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用又は事務所における備置きにより行うものとする。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 物品の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の物品の卸売に関し出荷者又は仲卸業者、売買参加者その他の買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 物品の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法（第57条の規定による決済の方法に則したものに限る。）
- (6) 売買取引に関して出荷者又は仲卸業者、売買参加者その他の買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

(受託物品の受領通知及び検収)

第51条 条例第44条第1項の規定による通知は、受領物品の種類、数量、等級、品質及び受領日時を記載した物品受領通知書により受領後直ちに行うものとする。ただし、受領した日の翌日までに条例第51条の売買仕切書を送付するときは、この限りでない。

2 条例第44条第2項本文の規定により市長の指定する検査員の確認を受けようとするときは、受託物品異状確認申請書（様式第70号）に異常を認めた物品の写真を添付して市長に提出しなければならない。

3 前項の確認は、卸売業者の立会いの上、当該物品の容器の完否、荷造りの状態、個数、等級、重量、鮮度、品質等进行检查して行うものとする。

4 市長は、第2項の確認の結果、受託物品に異状を認めたときは、受託物品異状確認証明書（様式第71号）を交付するものとする。

(卸売した物品の相手方の明示等)

第52条 条例第45条の規定による措置は、卸売をした後直ちに当該物品に荷渡票（様式第72号）を貼付して行うものとする。

2 卸売業者は、仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対し、卸売を受けた物品を速やかに引き取らせなければならない。

3 卸売業者は、仲卸業者、売買参加者その他の買受人が次に掲げる事項に該当し、物品の引取りを怠ったと認められるときは、その買受物品を当該仲卸業者、売買参加者その他の買受人の費用で保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。

(1) 卸売業者が引渡しの準備を完了し、仲卸業者、売買参加者その他の買受人に引取りを請求したにもかかわらず、仲卸業者、売買参加者その他の買受人が正当な理由がなくこれを引き取らないとき。

(2) 仲卸業者、売買参加者その他の買受人の所在が不明で、引取りの請求ができないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、仲卸業者、売買参加者その他の買受人が不当又は不正に引取りを怠ったと市長が認めるとき。

4 前項の規定により卸売業者が他の者に卸売をした場合において、その卸売金額（競り売り若しくは入札又は相対による取引に係る金額にその8パーセントに相当する額を加えた金額をいう。以下同じ。）が同項の仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対する卸売金額より低いときは、その差額は当該仲卸業者、売買参加者その他の買受人の負担とする。

5 第3項又は前項の規定により仲卸業者、売買参加者その他の買受人が負担する費用のうち、第3項の規定による保管の費用（以下「保管費用」という。）にあつては仲卸業者、売買参加者その他の買受人が当該物品を引き取ったときに、前項の規定による差額（以下「差損金」という。）にあつては卸売業者が他の者に卸売したときに、それぞれ支払わなければならない。

（卸売業者の届出事項）

第53条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 仲卸業者、売買参加者その他の買受人が買受代金（消費税及び地方消費税の額を含む。）の支払を怠ったとき。

(2) 前条第3項の規定により物品を保管し、又は他の者に卸売をしたとき。

(3) 仲卸業者、売買参加者その他の買受人が保管費用又は差損金の支払を怠ったとき。

（仲卸業者の報告）

第54条 条例第46条の規則で定める事項は、買入先、産地、等級又は階級、数量及び単価とし、同条の規定による報告は、卸売業者及び仲卸業者以外の者からの買入れ物品販売報告書（様

式第73号)を、販売を行った月の翌月10日までに提出することにより行うものとする。

(卸売の結果等の報告)

第55条 条例第49条第1項の規則で定める事項は、卸売予定数量及び主要な産地とし、同項の規定による報告は、卸売予定数量等報告書(様式第74号)を、毎開場日の販売開始時刻までに提出することにより行うものとする。

2 条例第49条第2項のその日の品目に関する規則で定める事項は、卸売の数量及び卸売金額と、同項のその日の主要な品目に関する規則で定める事項は、卸売の数量並びに高値(最も高い価格をいう。以下同じ。)、中値(最も卸売の数量が多い価格(個々の商品ごとに価格を決定する品目にあつては、加重平均価格)をいう。以下同じ。)及び安値(中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い価格(個々の商品ごとに価格を決定する品目にあつては、最も低い価格)をいう。以下同じ。)に分類した価格とし、同項の規定による報告は、売上高日計表(様式第75号)及び主要品目販売価格報告書(様式第76号)を、毎開場日の午後4時まで提出することにより行うものとする。

3 条例第49条第3項の規定による報告は、月間取扱高等報告書(様式第77号)を、毎月10日までに提出することにより行うものとする。

4 条例第49条第1項から第3項までの規定による公表は、インターネットの利用又は卸売場内の所定の場所への掲示により行うものとする。

(開設者による卸売予定数量等の公表)

第56条 条例第50条第1項の規則で定める事項は、卸売予定数量及び主要な産地とし、同項の規定による公表は、毎開場日の販売開始時刻までに次項の規定による前日の公表した事項と併せてインターネットの利用又は卸売場内の所定の場所に掲示して行うものとする。

2 条例第50条第2項の規則で定める事項は、卸売の数量及び売買取引の方法ごとに高値、中値及び安値に区分した価格とし、同項の規定による公表は、毎開場日の午後5時までインターネットの利用又は卸売場内の所定の場所に掲示して行うものとする。

3 条例第50条第3項の規定による公表は、毎月15日までにインターネットの利用又は卸売場内の所定の場所に掲示して行うものとする。

(販売原票の作成及び提出)

第57条 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、直ちに販売原票(様式第78号)を作成し、その写し(必要事項を電磁的記録に記録したものを含む。)を市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の販売原票に基づき、売渡票を作成し、仲卸業者、売買参加者その他の買受人に交付しなければならない。

3 条例第51条に規定する売買仕切書は、様式第79号によるものとし、卸売業者が委託者に送付したときは、直ちにその写し（必要事項を電磁的記録に記録したものを含む。）を市長に提出しなければならない。

（決済の方法）

第58条 条例第52条の規則に定める方法は、次のとおりとする。

- （1）卸売業者が、受託物品の取引をしたときは、委託者に対し、当該委託者と締結した契約等で定めた支払期日までに代金を支払うこと。
- （2）卸売業者が、出荷者から物品を買い受けたときは、当該出荷者と締結した契約等で定めた支払期日までに代金を支払うこと。
- （3）卸売業者から卸売を受けた者は、当該卸売業者から物品の引渡しを受けると同時又は当該卸売業者と締結した契約等で定めた支払期日までに代金を支払うこと。
- （4）仲卸業者から販売を受けた者は、当該仲卸業者から物品の引渡しを受けると同時又は当該仲卸業者と締結した契約等で定めた支払期日までに代金を支払うこと。
- （5）仲卸業者が、卸売業者及び仲卸業者以外の者から物品を買い受けたとき、又は受託物品の取引をしたときは、その者と締結した契約等で定めた支払期日までに代金を支払うこと。
- （6）市場における売買取引の支払方法は、現金、送金又は手形によるものとする。

（卸売代金の変更）

第59条 条例第53条ただし書の規則で定める正当な理由は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- （1）市場取引の経験から、予見できない異状があつて、見本と現品の内容が著しく相違しているとき。
- （2）委託者が、故意又は過失により粗悪品を混入し、選別不十分と認められるとき。
- （3）表示された量目と内容量が著しく相違しているとき。
- （4）競り人の故意又は過失により、見本と現品の内容が著しく相違しているとき。
- （5）前各号に掲げるもののほか、予知し難い異状として、市長が特に認めるとき。

2 条例第53条ただし書の規定による確認を受けようとするときは、販売物品異状確認申請書（様式第80号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の確認の結果、正当な理由があると認めるときは、販売物品異状確認証明書（様式第81号）を交付するものとする。

#### 第4章 市場施設の使用

（使用の指定等）

第60条 条例第54条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けようとする者は、市場施設使用指定（許可）申請書（様式第82号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の指定又は許可をしたときは、市場施設使用指定（許可）書（様式第83号）を交付するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の指定又は許可をした後であっても、その指定又は許可に係る位置、面積、使用期間その他の使用条件を変更することができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、市場施設の一部について適当な責任者を定めて、その管理を委託することができる。

5 第1項の指定又は許可の期間は、1年以内とし、これを更新することができる。

6 条例第54条第4項に規定する保証金の額は、市場施設の使用料月額額の3倍に相当する額とする。

（現状変更の承認申請）

第61条 条例第55条第3項の承認を受けようとする者は、市場施設の現状変更承認申請書（様式第84号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）設計図

（2）仕様書

（3）工程表

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

3 市場施設に備付け以外の看板、装飾、広告物等を設けることは、市場施設の現状に変更を加える行為とみなす。

4 第1項の承認を受けた者は、工事完了後遅滞なく市長に届け出て、検査を受けた後でなければ使用してはならない。

（工事施行）

第62条 市長は、市場運営上施設の改修を要すると認めるときは、いつでも工事を施行することができる。

（返還）

第63条 条例第56条の規定により使用者が市場施設を返還しようとするときは、市場施設返還届出書（様式第85号）を市長に提出しなければならない。

（損害賠償）

第64条 条例第56条の規定により、市場施設を返還すべき者が、同条の期間内にこれを返還し

ないときは、その者は、返還期限の翌日から返還を完了する日までの使用料相当額（返還の遅延により開設者に損害が生じた場合には、その損害額を加算した額）を賠償しなければならない。

（立入検査）

第65条 市長は、市場施設の適正な管理を図るため使用者に対し、その使用状況、保健衛生及び災害予防について検査を求めることができる。

（修繕費用の使用者負担）

第66条 使用の指定又は許可を受けた市場施設のうち、点滅器、蛍光管、扉の取手、ガラスその他構造上重要でない部分の修繕等に要する費用は、使用者の負担とする。

（使用料）

第67条 条例第58条第1項の規定による使用料の額は、別表第2のとおりとする。

（使用料の計算方法）

第68条 条例第58条第3項に規定する日割計算の方法は、月額料金を30で除した額にその月において使用した日数を乗ずるものとする。

- 2 前項の計算により円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 施設使用面積の計算単位は、1平方メートルとし、1平方メートル未満の端数があるときは、その端数は1平方メートルとする。

（使用料の納付期限）

第69条 使用料は、当月分を毎月25日（その日が、民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日）までに納付しなければならない。

ただし、条例別表に規定する卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料のうち、卸売金額又は販売金額を基礎として算定する額については、翌月の25日（その日が、民法第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日）までとする。

- 2 月の中途において使用を完了する場合の使用料は、完了の日（その日が、民法第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日）までに納付しなければならない。

（市場施設使用者の費用負担）

第70条 条例第58条第2項の規則で定める費用は、条例第54条第1項の指定及び同条第2項の許可を受けた市場施設に係る電気、ガス、水道、工業用水、下水道及び電話の使用に要する費用とする。

- 2 前項の費用は、電話の費用にあつては計測器により、その他の費用にあつては計量器によ



り算定する。ただし、これにより難いときは、市長の認定による。

- 3 第1項の費用のうち、電話の費用にあつては前々月分を当月15日（その日が、民法第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日）までに、それ以外の費用にあつては前月分を当月25日（その日が、民法第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日）までに納付しなければならない。

（使用料の減額又は免除）

第71条 条例第59条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減額・免除承認申請書（様式第86号）を市長に提出しなければならない。

#### 第5章 静岡市中央卸売市場開設運営協議会

（委員の任期）

第72条 条例第64条第1項の静岡市中央卸売市場開設運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長）

第73条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第74条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第75条 協議会が必要と認めたときは、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、協議会が特に付託した事項について調査審議する。
- 3 部会は、会長の指名する委員により組織する。

- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を協議会に報告する。

(幹事及び書記)

第76条 協議会に幹事及び書記若干人を置く。

- 2 幹事は、市及び関係行政機関の職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について委員を補佐する。
- 4 書記は、市職員のうちから市長が命ずる。
- 5 書記は、協議会の所掌事務を整理する。

(委任)

第77条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 第6章 雑則

(処分の通知)

第78条 市長は、条例第12条、第17条、第22条、第27条、第32条、第47条、第48条、第57条及び第62条の規定に基づく処分をするときは、処分通知書（様式第87号）により通知するものとする。

(身分証明書)

第79条 条例第44条第2項本文及び第53条ただし書の規定による市長の指定する検査員は、物品検査員証（様式第88号）を携帯しなければならない。

- 2 条例第60条第2項の規定による身分を示す証明書は、立入検査員証（様式第89号）によるものとする。

(臨時競り人)

第80条 条例第65条第4項の規定により市長が卸売の業務を代行するときは、その取扱品目の部類の競り人として登録されていた者の中から指名するものに、臨時に競り行為をさせることができる。

(公示送達)

第81条 住所又は居所が知れないため、書類の送達をすることができない場合は、開設者掲示場にその旨を掲示する。この場合においては、掲示の日から7日目をもって書類が送達されたものとみなす。

(施設の清掃等)

第82条 施設の利用者は、清掃及び廃棄物の適切な処理及び消毒（以下「清掃等」という。）を

行い、常に市場施設の清潔を保持しなければならない。

- 2 施設の利用者は、常に物品、容器その他の物件を整理し、通路等に放置してはならない。
- 3 通路、排水路その他共通の使用場所及び設備で、市長が指定するものについては、関係利用者は、共同して清掃等を行わなければならない。

(火災の予防)

第83条 施設の利用者は、火気の使用及びその取扱いに十分注意をするほか、火災の予防について必要な措置を講じておかななければならない。

(入場制限)

第84条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その入場を制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) みだりに市場内へ廃棄物を捨てる者
- (2) 市場内において暴行、脅迫その他の不穏の行為により市場の秩序を乱す者
- (3) 市場内において他人の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある者
- (4) 感染性の疾病がある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者

(市場内使用許可)

第85条 市場内において次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、市場内使用許可申請書(様式第90号)を提出して、市長の許可を受けなければならない。ただし、市長が軽易なものと認めるときは、この限りでない。

- (1) 寄附金品の募集、保険の勧誘又は物品若しくは飲食物等の販売その他これに類する行為をすること。
- (2) 引火性の物、爆発性の物その他危険物を持ち込むこと。
- (3) 所定の場所以外の場所へ物件を置くこと。
- (4) 拡声器その他これに類する物により、市場の業務以外の広告をすること。
- (5) ポスター、ちらし又は懸垂幕その他これらに類する物を配付し、又は掲げること。

- 2 市長は、前項の規定による許可をしたときは、市場内使用許可書(様式第91号)を交付するものとする。

(車両の登録等)

第86条 車両により市場に出入りする者は、市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の市長の登録及び市場内における交通の安全を図るための措置等に関し必要な事項は、市長が定める。

(買出人の登録等)

第87条 条例第69条第2項の規定に基づき、市場内において仲卸業者から物品の販売を受けようとする者（以下「買出人」という。）は、市長の買出人登録を受けなければならない。

2 前項に規定するもののほか、買出人に関し必要な事項は、市長が定める。

(掲示事項)

第88条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を開設者掲示場に掲示するものとする。

- (1) 条例第5条第2項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないとき。
- (2) 条例第6条第1項ただし書の規定により開場の時間を変更するとき、又は同条第2項の規定により卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻を定めたとき、又は変更したとき。
- (3) 条例第7条第1項の規定により卸売の業務を許可し、又は条例第12条第1項若しくは第2項の規定によりその許可を取り消したとき。
- (4) 条例第13条第1項の規定により卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けを認可し、同条第2項の規定により法人である卸売業者の合併若しくは分割を認可し、又は同条第3項の規定により卸売業者の相続を認可したとき。
- (5) 卸売業者が卸売の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止するとき。
- (6) 条例第16条第1項の規定により競り人の登録をしたとき、又は条例第18条の規定により競り人の登録を消除したとき。
- (7) 条例第20条第1項の規定により仲卸しの業務を許可し、又は条例第22条第1項若しくは第2項の規定によりその許可を取り消したとき。
- (8) 条例第23条第1項の規定により仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けを認可し、同条第2項の規定により法人である仲卸業者の合併若しくは分割を認可し、又は同条第3項の規定により仲卸業者の相続を認可したとき。
- (9) 条例第26条第1項の規定により売買参加者の許可をし、又は条例第27条の規定によりその許可を取り消したとき。
- (10) 条例第28条第1項の規定により売買参加者の事業の譲渡し及び譲受けを認可し、同条第2項の規定により売買参加者の合併若しくは分割を認可し、又は同条第3項の規定により売買参加者の相続を認可したとき。
- (11) 条例第30条第1項の規定により関連事業者の許可をし、又は条例第32条の規定によりその許可を取り消したとき。
- (12) 条例第34条第1項の規定により関連事業者の事業の譲渡し及び譲受けを認可し、同条第

2項の規定により関連事業者の合併若しくは分割を認可し、又は同条第3項の規定により関連事業者の相続を認可したとき。

(13) 条例第47条の規定により売買取引を差し止めたとき。

(14) 条例第48条第3項の規定により衛生上有害な物品等の売買取引を差し止め、又は撤去を命じたとき。

(15) 条例第62条の規定により処分をしたとき。

(16) 市場に関する法令又は条例若しくはこの規則に変更があったとき。

(17) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

(雑則)

第89条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

部類	加工食料品
青果部	鶏卵、うずらの卵、餅(真空包装)、納豆、ぬか、調理冷凍食品、干わかめ、干あらめ、寒天、こんにゃく、豆腐及びハチミツ
水産物部	ハム、ソーセージ、ぎょうざ、シューマイ、ハンバーグ、肉団子 その他の惣菜、冷凍ブロイラー、調理冷凍食品、豆腐、麺類、納豆、うなぎたれ、餅(真空包装)、酒粕、鳥卵加工品及び粉わさび

別表第2 (第67条関係)

種別	金額
卸売業者市場使用料	条例第49条第3項の規定による報告に係る卸売した物品の卸売金額につきその額の1,000分の2.5に相当する額及び卸売場の面積1平方メートルにつき 月額 140円
仲卸業者市場使用料	条例第46条の規定による報告に係る買入物品の販売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)の1,000分の2.5に相当する額及び仲卸売場1平方メートルにつき 月額 800円

関連事業者市場使用料	1平方メートルにつき 月額 1,100円	
事務所使用料	1平方メートルにつき 月額 800円	
買荷保管所使用料A	西側保管所	1箇所(60平方メートル)につき 月額 24,000円
	東側保管所	1箇所(60平方メートル)につき 月額 24,000円
	青果側駐車場内保管所	1箇所(13.5平方メートル)につき 月額 5,400円
	その他の保管所	1平方メートルにつき 月額 400円
買荷保管所使用料B	1箇所(35平方メートル)につき 月額 17,500円	
買荷保管所使用料C	1平方メートルにつき 月額 140円	
倉庫使用料	1平方メートルにつき 月額 700円	
低温倉庫使用料	1平方メートルにつき 月額 1,000円	
青果低温卸売場使用料	一式 月額 345,000円	
東側水産低温卸売場使用料	一式 月額 155,000円	
西側水産低温卸売場使用料	一式 月額 83,700円	
保冷施設使用料	一式(7m×7m) 月額 63,200円	
F級冷蔵庫使用料	1箇所(546平方メートル)につき 月額 682,500円	
C級冷蔵庫使用料	1箇所(91平方メートル)につき 月額 91,000円	
製氷機使用料	機械一式 月額 301,300円	
水産配送センター使用料	一式 月額 780,000円	
加工処理場使用料	1平方メートルにつき 月額 800円	
屋上駐車場使用料	自動車1台につき 月額 1,000円	
空地使用料	1平方メートルにつき 月額 50円	

備考 面積に係る使用料並びに買荷保管所使用料(その他の保管所に係るものを除く。)、青果低温卸売場使用料、東側水産低温卸売場使用料、西側水産低温卸売場使用料、保冷施設使用料、製氷機使用料、水産配送センター使用料及び屋上駐車場使用料については、

この表の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）とする。

【様式は掲載省略】



## 静岡市規則第69号

静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年5月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市消防団の組織等に関する規則（平成20年静岡市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 静岡地区本部に属する分団の表静岡第23分団の項中「手越原」の次に「、下川原」を加え、同表静岡第25分団の項中「青木、下川原」を「青木」に改め、同表静岡第26分団の項中「北沼上」を「上土新田、北沼上」に改め、別表第1 清水地区本部に属する分団の表清水第7分団の項中「折戸五丁目」の次に「、三保松原町」を加える。

## 附 則

この規則は、令和2年5月30日から施行する。

# 上下水道局管理規程

## 静岡市上下水道局管理規程第14号

静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和2年6月10日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程

静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程（平成15年静岡市企業局管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条第5号」を「第2条第4号」に、「同条第7号」を「同条第6号」に改める。

第3条第1項中「すべての要件」を「要件の全て」に改め、同条第2項第1号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者」を「精神の機能の障害により工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 工事業者（法人の場合は、代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である場合

第4条第1項第3号中「前条第2項第1号」を「前条第2項第2号」に改め、同項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 前条第2項第1号及び第3号から第5号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

様式第6号中「及び後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書（記録がない旨を証明するもの）」を「、静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程第3条第2項第1号及び第3号から第5号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類」に、「・雇用関係を証する書類の写し」を「、雇用関係を証する書類の写し」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

訓令

静岡市訓令第9号

静岡市消防本部訓令第9号

静岡市上下水道局管理規程第13号

静岡市教育委員会訓令第3号

静岡市選挙管理委員会訓令第2号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第2号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第2号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第2号

静岡市人事委員会訓令第2号

静岡市監査委員訓令第2号

静岡市農業委員会訓令第2号

静岡市議会訓令第2号

各局及び各区役所  
消防局及び各消防署  
上下水道局  
教育委員会事務局及び教育機関  
選挙管理委員会事務局  
葵区選挙管理委員会事務局  
駿河区選挙管理委員会事務局  
清水区選挙管理委員会事務局  
人事委員会事務局  
監査委員事務局  
農業委員会事務局  
市議会事務局

静岡市内部統制の実施に関する規程を次のように定める。

令和2年6月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防長 海 野 雅 夫

静岡市公営企業管理者

森 下 靖

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市選挙管理委員会

委員長 大 場 知 明

静岡市葵区選挙管理委員会

委員長 高 山 勉

静岡市駿河区選挙管理委員会

委員長 辻 和 夫

静岡市清水区選挙管理委員会

委員長 望 月 勇 志

静岡市人事委員会

委員長 青 島 伸 雄

静岡市代表監査委員

村松 眞

静岡市農業委員会

会長 西ヶ谷 量太郎

静岡市議会議長 繁田 和三

## 静岡市内部統制の実施に関する規程

## (目的)

第1条 この訓令は、市の内部統制の推進に必要な体制等を定めることにより、事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保し、もって市政に対する市民の信頼の確保を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この訓令において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内部統制 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第150条第1項の規定に基づき市長の担任する事務及び同項の規定に準じ執行機関等（教育委員会（小学校、中学校及び高等学校を除く。）、選挙管理委員会、人事委員会、代表監査委員、農業委員会、公営企業管理者、消防長及び議会の議長をいう。以下同じ。）の担任する事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保することをいう。
- (2) リスク 組織の目的の達成を阻害する事務上の要因をいう。
- (3) 局等 静岡市事務分掌条例（平成16年静岡市条例第97号）第1条に規定する局、区役所、会計室、消防局、上下水道局、教育委員会事務局教育局並びに選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び議会の事務局をいう。
- (4) 局長等 局長、区長、事務局長及び会計管理者をいう。
- (5) 局次長等 局次長、副区長、消防次長及び事務局次長をいう。

## (内部統制の推進体制等)

第3条 市長は、市の内部統制の推進に関する事務を統括し、必要な体制を整備するものとする。

## (内部統制推進委員会の設置等)

第4条 市の内部統制の機能の充実にに向けた取組を総合的かつ横断的に推進するため、静岡市内部統制推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 内部統制に係る機能の充実にに向けた課題の整理、検討等に関する事。
- (2) 内部統制に係る機能の充実にを図る事業の実施に関する事。
- (3) 内部統制の推進に関する事。
- (4) 市の事務のうち多数の課かいに共通するもの（以下「共通事務」という。）に関する内部統制の推進の取組の標準を定める事。

（委員会の組織等）

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は総務局次長の職にある者を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

（委員会の会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委員会の作業部会）

第7条 第4条第2項各号に掲げる所掌事項について、必要な資料の収集及び整理その他の作業を行うため、委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、総務局コンプライアンス推進課内部統制係長の職にある者及び委員会の委員がその所属職員のうちから指名する者をもって組織する。
- 3 作業部会に部会長を置き、総務局コンプライアンス推進課内部統制係長の職にある者をもって充てる。
- 4 前条の規定は、作業部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員会」とあるのは「作業部会」と読み替えるものとする。

（委員会の庶務）

第8条 委員会の庶務は、総務局コンプライアンス推進課において処理する。

（局長等の責務）



第9条 局長等は、局等における内部統制の推進を統括する責任を負う。

2 局次長等は、局等における内部統制の推進に関する実務上の責任を負う。

3 所属長は、その所属における内部統制の推進に当たるものとする。

4 共通事務を所管する課かいのうち市長が指定する課かい（以下「業務統括課」という。）の長は、その所属において、所管する共通事務における全庁的なルールを整備し、内部統制を推進するものとする。

（内部統制の推進に係る施策の実施）

第10条 市長及び執行機関等は、市の内部統制を推進するため、次に掲げる施策を実施する。

（1）リスクの評価及び当該リスクへの対応策の整備

（2）全庁的な情報共有の推進

（3）職員研修の実施

2 市長及び執行機関等は、前項の施策の実施に当たり、職員と意識を共有するとともに局等間の連絡調整を図るものとする。

（評価等）

第11条 法第150条第4項の規定による評価は、次に掲げるものとする。

（1）全庁的な内部統制の取組に関する総務局コンプライアンス推進課長が行う評価

（2）所管事務に係る内部統制の取組に関する各所属長が行う評価

（3）共通事務に係る内部統制の取組に関する業務統括課の長が行う評価

（4）前2号の評価に対する総務局コンプライアンス推進課長が行う評価

2 執行機関等の事務に係る内部統制に関する評価は、前項の規定の例により、同項の評価と一体的に行うものとし、その結果を法第150条第4項の報告書に記載するものとする。

（雑則）

第12条 この訓令に定めるもののほか、内部統制の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

職名
総務局総務課長
総務局コンプライアンス推進課長
総務局政策法務課長

総務局人事課長
総務局ICT推進課長
総務局危機管理総室危機管理課長
財政局財政部財政課長
財政局財政部管財課長
財政局財政部契約課長
静岡会計課長
上下水道局水道部水道総務課長

# 消防本部訓令

## 静岡市消防本部訓令第8号

各消防署

静岡市消防署の組織等に関する規程（平成15年静岡市消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月29日

静岡市消防長 海野雅夫

別表6 静岡市日本平消防署の表三保出張所の項受持区域の欄中「折戸五丁目」の次に「三保松原町」を加える。

附 則

この訓令は、令和2年5月30日から施行する。

告 示

## 静岡市告示第352号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月22日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「			を
	ふるさと寄附金の収納事務	株式会社トラストバンク代表取締役	
」			
「			に
	ふるさと寄附金の収納事務	株式会社トラストバンク代表取締役	
	狂犬病予防等手数料の徴収事務	鷹匠ペットクリニック代表	
」			

改める。

附 則

この告示は、令和2年5月1日から適用する。

静岡市告示第381号

国民健康保険法第80条の2の規定による保険料の徴収の事務の委託を定めた告示（平成25年静岡市告示第169号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「	株式会社しんきん情報サービス代表取締役	を
	」	
「	株式会社しんきん情報サービス代表取締役	に
	LINE Pay株式会社代表取締役	

改める。

附 則

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

静岡市告示第382号

介護保険法第144条の2の規定による保険料の収納の事務の委託を定めた告示（平成30年静岡市告示第492号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「	株式会社しんきん情報サービス代表取締役	を
	株式会社しんきん情報サービス代表取締役 LINE Pay株式会社代表取締役	
」		に

改める。

附 則

この告示は、令和2年6月1日から施行する。



静岡市告示第388号

化製場等に関する法律第9条第1項の規定による区域の指定（平成15年静岡市告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

指定区域の表清水区の項中「三保」の次に「、三保松原町」を加える。

附 則

この告示は、令和2年5月30日から施行する。

静岡市告示第389号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

生涯学習交流館使用料（静岡市辻生涯学習交流館、静岡市江尻生涯学習交流館、静岡市入江生涯学習交流館、静岡市浜田生涯学習交流館、静岡市岡生涯学習交流館、静岡市船越生涯学習交流館、静岡市清水生涯学習交流館、静岡市不二見生涯学習交流館、静岡市駒越生涯学習交流館、静岡市折戸生涯学習交流館、静岡市三保生涯学習交流館、静岡市飯田生涯学習交流館、静岡市高部生涯学習交流館、静岡市有度生涯学習交流館、静岡市袖師生涯学習交流館、静岡市庵原生涯学習交流館、静岡市興津生涯学習交流館、静岡市小島生涯学習交流館、静岡市両河内生涯学習交流館、静岡市蒲原生涯学習交流館及び静岡市由比生涯学習交流館）の徴収事務	清水区生涯学習交流館運営協議会理事長
生涯学習交流館使用料（静岡市辻生涯学習交流館、静岡市江尻生涯学習交流館、静岡市入江生涯学習交流館、静岡市浜田生涯学	清水区生涯学習交流館運営協議会理事長

を

<p>習交流館、静岡市岡生涯学習交流館、静岡市船越生涯学習交流館、静岡市清水生涯学習交流館、静岡市不二見生涯学習交流館、静岡市駒越生涯学習交流館、静岡市三保生涯学習交流館、静岡市飯田生涯学習交流館、静岡市高部生涯学習交流館、静岡市有度生涯学習交流館、静岡市袖師生涯学習交流館、静岡市庵原生涯学習交流館、静岡市興津生涯学習交流館、静岡市小島生涯学習交流館、静岡市両河内生涯学習交流館、静岡市蒲原生涯学習交流館及び静岡市由比生涯学習交流館) の徴収事務</p>	
--	--

に

改める。

附 則

この告示は、令和2年6月1日から施行する。